

ドーピング防止規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA規程」という）及び日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA規程」という）に基づいて、又、平成19年5月に文部科学省が公表した「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を踏まえて、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うことになったことにより、パワーリフティング競技において禁止物質及び禁止方法を使用する者、更にはその使用を企てる者を排除し、当該競技が健全に、公平に且つ誠実に実施されることを期するとともに、パワーリフティング競技選手の肉体的・精神的健康を保持し、当該競技の社会的信頼を確立するために、アンチ・ドーピング及びドーピング・コントロールに関する基本的な内容を定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、次の各号に規定する団体及び個人に対して適用する。

- (1) 本協会の役員、専門委員会の委員（委員長を含む）、事務局担当者及び職員
- (2) 本協会に登録した競技者、審判員及びジムやクラブ等の団体
- (3) 国際的競技会に派遣される日本代表選手団のメンバー（同行者を含む）
- (4) 本協会に団体登録した加盟団体（都道府県パワーリフティング協会、全日本実業団パワーリフティング連盟、全日本学生パワーリフティング連盟、全日本高等学校パワーリフティング連盟等）及び当該加盟団体の下部組織並びに加盟団体及び下部組織に所属する役員（以下「加盟団体役員」という）
- (5) 前号に規定する加盟団体又はその下部組織もしくは登録団体に所属する部長、監督、コーチの他、トレーナー、医師、医療従事者等で競技者に関与している者（以下「サポートスタッフ」という）
- (6) 本協会と協力関係にある団体（日本パラ・パワーリフティング連盟、日本プッシュプル・フィットネス連盟）並びに当該団体の下部組織及びこれらに所属する個人
- (7) 本協会の正会員、準会員、賛助会員として登録した団体及び個人

第3条（本協会の責務）

1 第1条の目的を遂行するために、本協会は以下の責務を負うものとする。

- (1) 本協会のドーピング防止に関する方針、規程、規則、通知等（以下「本規程類」という）は、WADA規程及びJADA規程に準拠するものであること
- (2) 本協会が課す処分又は制裁措置の期間等は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に従って決定された期間等に準拠すること
- (3) ドーピング規則違反が決定した場合、第2条に規定される団体及び個人並びにその他の団体及び個人が当該規則違反に関与していたかどうかのドーピング捜査を含め、全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性について積極的に追求すること

- (4) アンチ・ドーピング規則違反の疑感情報又は当該規則違反に関する情報を入手した場合、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）に報告すること。又、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること
 - (5) JADAの方針に従い、その活動に協力するとともに、その運営上の決定又は活動を妨げないこと
 - (6) 前号の規定の他、アンチ・ドーピングに関係する国内機関及び団体と協力すること
 - (7) JADAと協力して又は本協会としてドーピング防止教育を推進すること
 - (8) 国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）、アジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）がアンチ・ドーピングプログラムを実施する場合、これに協力し且つ援助すること
 - (9) JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、本協会に選手登録している競技者の他、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定及びこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること
 - (10) 本協会の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること
 - (11) WADA規程及びJADA規程の違反を防止するために、適切な措置を講じること
 - (12) 聴聞を要求することなく、IPF、JADA又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定がWADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- 2 第2条第1号に規定される団体及び個人は、第6条乃至第9条に規定する情報を入手した場合、当該情報をJADA及び本協会が公表するまで守秘義務を負うものとし、公表後であっても常務会又は理事会の承諾なしに無断で第三者又は不特定多数に提供又は開示してはならない。又、ドーピング捜査に関与する者は、本協会、JADA及び関係するアンチ・ドーピング機関以外に、入手した情報を常務会又は理事会の承諾なしに無断で第三者又は不特定多数に提供又は開示してはならない。

第4条（加盟団体等の義務）

- 1 加盟団体等は、アンチ・ドーピング活動を推進するために、規約、規程において、WADA規程、JADA規程及び本規程類に準拠するアンチ・ドーピングに関する諸規定を設けなければならない。
- 2 加盟団体は、自ら主催する競技会もしくは普及・選手強化活動等又はその下部組織が主催する競技会もしくは普及・選手強化活動等に関係するサポートスタッフに対して、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことを求めなければならない。又、このことを競技会もしくは普及・選手強化活動等に参加するための条件とすることを規則として定めなければならない。
- 3 加盟団体は、アンチ・ドーピング規則違反の疑感情報又は当該規則違反に関する情報を入手した場合、本協会に報告しなければならない。又、ドーピング捜査を行う権限を

有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力しなければならない。

- 4 第2条第6号に規定される団体及び個人は、本協会のアンチ・ドーピング活動に賛同しこれを受け入れ、WADA規程、JADA規程及び本規程類に準拠するアンチ・ドーピングに関する諸規定が適用される場合があることを理解し協力しなければならない。

第5条（競技者及びサポートスタッフの義務）

1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) WADA規程、JADA規程及び本規程類の他、IPF、APFにアンチ・ドーピングの関係規定がある場合、これらを理解し、遵守すること
- (2) 検体採取に応ずること
- (3) 自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと
- (4) 医師に、ドーピングに係る禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝えるとともに、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたJADA規程のドーピング防止規則に違反しないことを確認すること
- (5) アンチ・ドーピング規則違反に関してドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること
- (6) 本協会に選手登録していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、本協会が公認する競技会に参加する場合、少なくとも6か月前に、自己の費用負担によりドーピング検査を受けるとともに、本協会に選手登録をしなければならないこと
- (7) JADA及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、過去10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること。

2 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 加盟団体に所属する競技者、支援する競技者及び自らに適用されるWADA規程、JADA規程及び本規程類の他、IPF、APFにアンチ・ドーピングの関係規定がある場合、これらを理解し、遵守すること
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること
- (3) 競技者に対して、ドーピング防止に関する啓発、指導、教育等を徹底すること
- (4) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使して、アンチ・ドーピングの姿勢を育成すること
- (5) アンチ・ドーピング規則違反に関してドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること
- (6) 正当な理由なくしていかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと
- (7) 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフは、競技者に対して一切支援をしてはならないこと
- (8) JADA及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、過去10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。

第6条（検査）

本協会は、WADA規程及びJADA規程に従ってドーピング防止機関（JADAを含む）が行う適切な検査の分析結果を受け入れ、これを承認する。

第7条（ドーピング規則違反）

- 1 第2条に規定される団体及び個人が、WADA規程及びJADA規程のドーピング防止規則に違反する（以下「規則違反」という）場合は、本規程類を含めJPAの関連規程類に違反したものと扱うものとする。
- 2 前項の規則違反か否かの判断は、WADA規程及びJADA規程の各第2条（ドーピング防止規則に対する違反）、第3条（ドーピングの証明）、第4条（禁止表）、第5条（検査）、第6条（検体の分析）及び第17条（時効）に基づいて行われるものとする。

第8条（規則違反決定の承認）

WADA規程及びJADA規程に準拠し且つ正当な権限を有するアンチ・ドーピング機関により、本協会に対して、ドーピング検査の対象競技者が規則違反したとの正当な決定通知がなされた場合、本協会はこの決定を受け入れ且つ尊重するものとする。

第9条（本協会の処分又は制裁措置）

- 1 本協会は、前条の規定に基づく規則違反の決定通知を受けた場合、違反認定された競技者又はサポートスタッフ（以下「競技者等」という）に対する処分又は制裁措置の内容、期間等について、フェアプレイ委員会において協議した結果に基づき、理事会において決定するものとする。
- 2 本協会は、違反が1回目か2回目等の回数を判断するにあたり、ドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置を承認し、受け入れるものとする。
- 3 処分又は制裁措置の内容及び制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程に基づく決定に従うものとし、その他、本協会が定める処分又は制裁措置は次のとおりとする。各号の全てを適用するか否かは、フェアプレイ委員会の協議結果に基づいて理事会において決定する。
 - (1) 該当競技会における順位を剥奪し、メダル、賞状等の表彰品又は授与されたものの全ての返還を求める。
 - (2) 該当競技会で樹立した日本記録等を含め、認定した全ての記録を取り消す。
 - (3) 日本代表選手団から除名し又はその選考対象の資格をはく奪する。
 - (4) 本協会から受領した助成金、派遣費等の返還を求めるとともに、助成金の交付の全部又は一部を受ける資格を剥奪する。
 - (5) 違反の根拠となった競技会等の後に、前号の助成金、派遣費等が交付されたことが判明した場合、本協会はその金額の返還を求める。
 - (6) 違反認定された競技者等が本協会の役員・職員又は専門委員会委員の場合は、本協会の「役員・職員倫理規程」及び「賞罰規程」によることなく、解任及び正会員登録の抹消に加え、制裁措置の期間中、本協会の役職等に就く資格を剥奪する。
 - (7) その他、審判資格の停止等、フェアプレイ委員会の協議結果に基づき、理事会において決議された処分又は制裁措置を追加することができる。

- 4 本協会は、前項の規定に基づいて処分又は制裁措置を受けた競技者等が所属する加盟団体及び所属のトレーニングジム、クラブ等の団体に対して、その処分等に関する通知を行うとともに、当該競技者に対して前項に準じた必要な措置を取るよう指示することができる他、当該加盟団体等に対して応分の処分を課することができる。
- 5 競技者等が国内の競技会において規則違反を犯したと認定された場合、本協会は、第1項乃至第3項に規定する制裁措置の他に、以下の違反金、制裁金等（以下「制裁金」という）の支払い処分を課すものとし、速やかに本協会への納付を求めるものとする。
- (1) 1回目の違反が確定し2年以上の資格停止処分となった場合、競技者等に対する制裁金を200,000円とし、所属のトレーニングジム、クラブ又はサポートスタッフに対する制裁金を50,000円とするとともに、始末書提出を義務付けるものとし、更に所属する加盟団体に対しては制裁金を10,000円とするとともに、始末書の提出を義務付けるものとする。これらの決定に従わない場合、更なる制裁を課することができるものとする。
- (2) 同一の競技者等について2回目の違反が確定した場合、当該競技者等に対する制裁金を400,000円とし、所属のトレーニングジム、クラブ又はサポートスタッフに対する制裁金を100,000円とするとともに始末書の提出を義務付けるものとし、更に所属する加盟団体に対しては制裁金を20,000円とするとともに、始末書の提出を義務付けるものとする。これらの決定に従わない場合、更なる制裁を課することができるものとする。
- (3) 2年未満の資格停止処分となった場合の制裁金は、フェアプレイ委員会で協議し理事会において決定する。
- 6 競技者等が国際的な競技会において規則違反を犯したと認定された場合、本協会がI P Fに対して所定の制裁金の支払い義務が生じる場合があることを踏まえ、以下のとおり制裁金を速やかに本協会に納付しなければならない。制裁金の額は、その都度、競技者等に通知する。
- (1) トレーニングジム、クラブ等の団体に所属していない個人登録の競技者等であってサポートスタッフがいない場合は、競技者等の本人が制裁金の全額を負担する。
- (2) ジム、クラブ等の団体に所属する競技者等又はサポートスタッフを持つ競技者は制裁金の半分を負担し、残りの半分を所属する団体又はサポートスタッフが負担する。

第10条（手続き）

ドーピング規則違反が問われる全ての事案は、WADA規程及びJADA規程に準拠して適切に手続きが行われ、判断され且つ関連条項に従って認定がなされた場合、本協会はこれらに従うものとする。

第11条（不服申立）

- 1 規則違反を犯したと認定された競技者等は、その内容について不服申立をすることができる。
- 2 不服申立については、WADA規程及びJADA規程の該当する規定に従うものとする。

第12条（処分又は制裁措置の取り消し）

- 1 ドーピング規則違反を犯したと認定された競技者等について、後日、当該規則違反を犯していないことが判明した場合又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所（C A S : Court of Arbitration for Sport）、日本スポーツ仲裁機構（J S A A : Japan Sports Arbitration Agency）もしくはドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は、規則違反及びその結果として課せられたあらゆる処分又は制裁措置を取り消すものとし、この規程第9条による処分又は制裁措置が課されたことが通知された全ての人に対して、その旨を報告するものとする。
- 2 前項に規定する処分又は制裁措置の取り消しに伴う手続きは、本協会の「競技者等に関する規程」第15条（資格の復活）に準拠して行われるものとする。

第13条（規程違反）

- 1 第2条に規定される者が、第3条、第4条及び第5条の規定に違反した場合、J A D Aによる処分又は制裁措置の対象にならない場合であっても、本協会としての処分又は制裁措置を別途行うことができる。
- 2 前項の処分又は制裁措置の検討に際しては「役員・職員倫理規程」及び「賞罰規程」に規定する倫理委員会の対象とせず、フェアプレイ委員会で協議し、理事会で決定する。この場合、処分内容又は制裁措置は「賞罰規程」及び「競技者等に関する規程」の規定に準拠する。
- 3 前項の規定により処分を受けた者は、その処分内容について不服がある場合、「競技者等に関する規程」において規定する手続きにより不服申立をすることができる。

第14条（通知）

この規程に基づいて処分又は制裁措置が課せられた場合は、本協会はその内容を下記宛に送付する。

- (1) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) W A D A規程第14. 1項及びJ A D A規程第14. 3項（一般開示）に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 世界パワーリフティング連盟（I P F）
- (4) J A D A及び世界ドーピング防止機構（W A D A）
- (5) 本協会が通知を必要と考えるその他の関係機関及び関係者

第15条（協議事項等）

- 1 この規程において定義されていない用語、疑義のある事項等について、その意味及び内容の判断はW A D A規程及びJ A D A規程並びにJ P Aの定款及び関連規程類に基づいて行うものとする。
- 2 前項に定めるものを除き、この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第16条（規程の改廃）

この規程の改廃は、第9条第5項に規定する金額については社員総会にて決定し、その他は理事会にて決定する。

<附則>

- 1 この規程は、平成27年9月25日に制定し、同日より施行する。
- 2 この規程は、平成28年1月24日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成28年2月10日に改訂し、同日より施行する。